

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

令和6年(ネ)第1861号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控訴人 山縣真矢 ほか

被控訴人 国

## 意見陳述要旨 (控訴人河智志乃)

2025(令和7)年1月14日

東京高等裁判所第24民事部イ係 御中

控訴人 河智 志乃

1(1) この訴訟は提訴から間もなく4年経ちますが、結婚が認められることのないまま、1年また1年と過ぎる年月は、私と鳩貝の人生にマイナスの影響しかありません。

私がこの年月において、悔しく、悲しく思うのは、自分たちの親のことです。

奇しくも、全国で裁判がはじまったのと同じ2019年の2月、私たちはお互いの親と6人そろって食事会をしました。それまで10年間、毎年6人で顔を合わせてきた食事会です。居酒屋に行ったり、カラオケに行ったり、日帰り温泉で集まったりして、交流を重ねてきました。

私も鳩貝も、同性愛は異常だという時代に育ったので、親子関係をつくりなおすことに苦労しました。親たちにとっても簡単な道のりではありませんでした。結婚ができないなか、せめて親どうしが繋がって欲しいと努力してきたのです。しかし、6人が揃うことは、2019年以降はなくなりました。

(2) 現在、鳩貝の父は介護施設に入所しています。先日、一時帰宅をしたお父さんと会った際、指の爪が伸びていたため、私はその手をとって爪を切りました。温かい手を握っているうちに、お父さんはウトウトと眠ってしまい、そんな時

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

間を愛おしく思いました。しかし、お父さんはもう目の前の私が誰かを認識していないし、以前のように名前も呼んでくれません。この2～3年でお父さんから私の存在が消えてしまったのです。

私の父も昨年から介護サービスを受けるようになりました。同じように、鳩貝のことを覚えていられるのも、あと僅かだろうと思います。親たち、特に自らの偏見に苦悩した私の父親には、同性どうしの婚姻が可能になった社会を、一緒に迎えて欲しかったです。お互いの両親がそろった場で、晴れて結婚する姿を見せてあげたかった。しかしもう叶わぬ夢です。

私たちは時間とともに大きな犠牲を払い続けています。当事者だけでなく、その大切なひとたちも婚姻を待ち続けていることを、お分かりいただきたいのです。

2(1) 50代の私たちには更なる不安が募っています。婚姻による法的保障がないことで、この先にも困難が待ち受けているからです。男女の収入格差が大きい日本の社会で、女性カップルの経済力は心許ないものです。加えて、婚姻関係なら得られる税制優遇、扶養控除、相続、遺族年金などの支えもありません。

また、医療を受ける際や緊急時のリスクも抱えたままです。私はこの訴訟の提訴後に癌を患い、医療機関での壁を身を持って経験しています。病気への不安は誰もが一緒ですが、同性カップルは安心して医療にかかれません。大切な伴侶が、治療方針の説明や決断の場から排除され、病室に入ることすら許されない、そんな恐ろしい目に遭うかも知れないのです。

(2) 裁判官のみなさんにも、大事な家族や守りたいひとがいます。

私にとっての守るとは、病気になれば傍にいて、動けなくなったら扶養家族として養う。死別の時には配偶者としてあるがままに悲しみ、見送る。もし自

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

分が先立ったとしても相続で守ってあげる、そういう当たり前のことです。それがなぜ同性どうしでは叶わないのでしょうか。

3(1) 1審の判決ではこれらの訴えが救われず、到底受け入れ難い内容でした。しかしその後、各地での同種の訴訟における3つの控訴審で、然るべき判決が下されました。

憲法14条1項と24条について違憲とした札幌と、東京1次の高裁に続き、先月の福岡高裁でも違憲判決がありました。憲法13条については、幸福追求権としての婚姻の権利は、異性カップル・同性カップルとも等しく有していること。そして憲法14条1項についても、同性カップルを婚姻制度の対象外とすることは法の下での平等に反するとしました。さらに、憲法24条2項においては、今の法律が憲法13条にも照らして違反していることを明らかにしました。

(2) 婚姻制度は法的効力だけでなく、それ自体が幸せの象徴です。社会に根付いた結婚観や価値観は、異性愛者だけが独占するものではないはずです。憲法制定時に、婚姻の当事者が同性どうしであることの想定が無かったなら、その解釈をアップデートするのが今ではないでしょうか。

ここで訴えている人権や命の問題は、社会的承認といった多数決で判断したり、いわゆる国の伝統なるものに左右されることではありません。また、同性カップルには別制度をあてがうなどと不合理な区別をされては、差別が続くだけです。

4 政府は「訴訟の動向を注視する」と繰り返し、石破首相も曖昧な答弁で濁しています。だからこそ司法がはっきり判決を下し、一刻も早い法整備を促していただきたいのです。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

目の前の私たちを見て判断して下さい。傍聴席にも、その後ろにも多くの当事者が同じような境遇にあり、婚姻の平等を待ち望んでいます。どうかお願い致します。

以上